

福井市特定不妊治療費助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、特定不妊治療及び先進医療に要する費用の一部を市が助成することに関し、福井市補助金等交付規則（昭和48年福井市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、福井市とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定不妊治療 体外受精及び顕微授精をいう。
- (2) 先進医療 厚生労働大臣が先進医療として告示した技術をいう。
- (3) 特定不妊治療等 特定不妊治療又は先進医療及びそれと組み合わせて実施される特定不妊治療をいう。
- (4) 審議中の技術 先進医療会議（厚生労働省が先進医療を実施可能な保険医療機関の要件設定等を行うため、医療技術の審査等を行うことを目的として設置した先進医療会議をいう。以下同じ。）において審議が行われている技術をいう。
- (5) 治療期間の初日 採卵準備又は移植準備のための「薬品投与」の開始等の日をいう。
- (6) 1回の治療 採卵準備又は移植準備のための「薬品投与」の開始等から、「妊娠の確認」等に至るまでの特定不妊治療の実施の一連の過程をいう。

(対象者)

第4条 この事業の対象者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 法律上の婚姻又は事実婚をしている夫婦であって、公益社団法人 日本産科婦人科学会に登録された医療機関（以下「日本産科婦人科学会 登録医療機関」という。）において、次条に規定する治療等を受けたものであること。
- (2) 特定不妊治療等以外の治療法によっては妊娠の見込みがない又は極めて少ないと医師に診断された者であること。
- (3) 当該事業の申請時において、夫又は妻のいずれか一方若しくは両方が福井市に住所を有する者であること。
- (4) 治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満の者であること。

(対象となる治療等)

第5条 この事業の助成対象となる治療は、令和4年4月1日以降に開始した治療であり、かつ、日本産科婦人科学会登録医療機関で受けた特定不妊治療等であって、別表1、2の左欄に掲げるものとする。ただし、次に掲げる不妊治療は、助成の対象としない。

- (1) 夫婦以外の第三者からの精子、卵子又は胚の提供によるもの
- (2) 代理母（妻が卵巣と子宮を摘出した場合等により、妻の卵子が使用できない、かつ、妻が妊娠できない場合に、夫の精子を妻以外の第三者の子宮に医学的な方法で注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠・出産するものをいう。）によるもの
- (3) 借り腹（夫婦の精子と卵子は使用できるが、子宮摘出等により、妻が妊娠できない場合に、夫の精子と妻の卵子を体外受精して得た胚を、妻以外の第三者の子宮に注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠・出産するものをいう。）によるもの

- 2 医師の判断に基づき、やむを得ず中止した特定不妊治療等についても、助成の対象とする。
- 3 特定不妊治療のうち精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術（以下「男性不妊治療」という。）は、助成の対象とする。

（対象となる費用）

第6条 この事業の助成対象となる費用は、前条に定める治療に要した費用のうち助成対象者が負担した額（以下「助成対象費用」という。）（高額療養費制度の対象となる場合にあっては、高額療養費の還付後の自己負担額。以下同じ。）とする。

- 2 他の医療費助成制度により既に助成を受けた金額は、助成対象費用から控除する。

（県の制度に基づく助成）

第7条 この事業は、福井県特定不妊治療費助成事業実施要綱（以下「県事業」という。）に基づき、助成対象費用を助成するものとする。

- 2 県事業の助成対象治療は別表1の左欄に掲げる治療とし、助成金額及び助成回数は、同表の左欄に掲げる治療の区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び右欄に定めるとおりとする。

（市の制度に基づく助成）

第8条 この事業は、福井市特定不妊治療費助成事業実施要綱（以下「市事業」という。）に基づき、助成対象費用を助成するものとする。ただし、令和6年9月1日以降に終了した治療を対象とする。

- 2 市事業の助成対象は別表2の左欄に掲げるものとし、助成金額及び助成回数は、同表の左欄に掲げるものの区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び右欄に定めるとおりとする。
- 3 市事業の助成を受ける場合は、別表1の県事業の3または4と同時に申請することとし、市事業の単独での申請は認めないものとする。

（助成の申請及び決定）

第9条 助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、申請書（様式第1号又は第3号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、第4号、第5号及び第6号に掲げる書類のうち申請者の同意を得たうえで本市の公簿等により確認することができるものについては、この限りでない。

- (1) 特定不妊治療費助成事業受診等証明書（様式第2号）
- (2) 精巣内精子採取術受診等証明書（様式第6号）（男性不妊治療を行った場合）
- (3) 特定不妊治療を受けた医療機関が発行する領収書及び診療明細書の原本（紛失した場合は医療機関発行の支払い証明書等）
- (4) 法律上の婚姻関係であること及び婚姻の日を証明する書類又は他に法律上の配偶者がいないことを証明する書類（事実婚の場合は省略不可）
- (5) 住民票の写し（世帯全員）（事実婚の場合は省略不可）
- (6) 振込先金融機関に係る預金通帳の写し
- (7) 事実婚関係に関する申立書（様式第7号）
- (8) 特定不妊治療費助成事業受診等証明書（県助成対象外の先進医療・国で審議中の技術）（様式第8号）

- 2 前項に規定する申請書の提出期限は、特定不妊治療等が終了した日の翌日から起算して

7月を経過する日までとする。

- 3 市長は、第1項に規定する申請書が提出されたときは、その内容が適正であるかどうかを審査し、助成の可否及び助成の額を決定し、その額を確定するものとする。
- 4 市長は、前項の規定による決定をしたときは、特定不妊治療費助成事業交付決定通知書兼助成額確定通知書（様式第4号）又は特定不妊治療費助成事業不承認決定通知書（様式第5号）により、当該申請者に通知するものとする。

（助成金の返還）

第10条 市長は、虚偽の申請その他の不正行為によって助成金の給付を受けた者に対し、助成金の全部又は一部を返還させるものとする。

（連携）

- 第11条 市長は、本事業の円滑な実施を図るため、関係団体等との連携を密にするものとする。
- 2 事業を実施するにあたって、助成を受けようとする夫婦に対し、本事業の趣旨、助成の条件等の情報提供に努める。

（広報活動等）

第12条 市長は、不妊治療全般に携わる保健医療関係者等に対し、本事業の趣旨を周知徹底するほか、積極的な協力を求めて効率的な運営を図る。

（適切な事業の運用等）

- 第13条 市長は、申請や助成の状況を明確にするため、特定不妊治療費助成事業台帳を整備し、その状況を記録し、管理するものとする。
- 2 市長は、本事業を適切に運用するため、日本産科婦人科学会登録医療機関に対して必要な報告を求めることができる。

（個人情報の取扱い等）

第14条 市長は、助成事業の実施にあたっては、個人情報の取扱いに充分留意するとともに、対象者の心理及びプライバシーに十分に配慮するものとする。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

（福井県からの事務移管に伴う経過措置）

- 2 この要綱の施行の際、現に使用されている福井県及び他の都道府県並びに福井県外の指定都市及び中核市が行う特定不妊治療費助成事業における受診等証明書については、当分の間、福井市への助成申請の際に使用できるものとする。

（福井市特定不妊治療費助成事業実施要綱の廃止）

- 3 福井市特定不妊治療費助成事業実施要綱（平成16年4月1日制定）は、これを廃止す

る。

(失効)

- 4 この要綱は、国・県の補助制度終了に伴いその効力を失う。

附 則 (令和2年3月31日要綱改正)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年2月1日要綱改正)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年2月1日から施行し、同年1月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の福井市特定不妊治療費助成事業実施要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後に指定医療機関での特定不妊治療が終了した申請について適用し、施行日前に指定医療機関での特定不妊治療が終了した申請については、なお従前の例による。
- 3 新要綱様式第1号は、令和3年4月1日以後の特定不妊治療費助成の申請について適用し、同日前の特定不妊治療費助成の申請については、なお従前の例による。

附 則 (令和4年4月1日要綱改正)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年6月23日要綱改正)

- 1 この要綱は、令和4年6月23日から施行し、改正後の福井市特定不妊治療費助成事業実施要綱の規定は、令和4年4月1日から適用する。

(様式による経過措置)

- 1 この実施要綱による改正前の福井市特定不妊治療費助成事業実施要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (令和4年10月5日要綱改正)

- 1 この要綱は、令和4年10月5日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

(様式による経過措置)

- 2 この実施要綱による改正前の福井市特定不妊治療費助成事業実施要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。
- 3 この要綱の施行の際、福井県が行う特定不妊治療費助成事業における受診等証明書については、当分の間、福井市への助成申請の際に使用できるものとする。

(年齢制限及び回数制限の特例措置)

- 4 改正後の福井市特定不妊治療費助成事業実施要綱第4条第1項第4号の規定にかかわらず、令和4年4月1日から同年9月29日までの間に妻の年齢が43歳に達する場合（令和4年4月1日に43歳に達する場合とは、同年4月2日が43歳の誕生日である場合を

いい、同年9月29日に43歳に達する場合とは、同年9月30日が43歳の誕生日である場合をいう。)について、43歳に達した日の翌日(43歳の誕生日)以後に治療を開始した場合であっても、同年9月30日までに治療を開始したのであれば、当該治療期間の初日を含む1回に限り、助成の対象とする。

5 改正後の福井市特定不妊治療費助成事業実施要綱別表の規定にかかわらず、令和4年4月1日から同年9月29日までの間に妻の年齢が40歳に達する場合(令和4年4月1日に40歳に達する場合とは、同年4月2日が40歳の誕生日である場合をいい、同年9月29日に40歳に達する場合とは、同年9月30日が40歳の誕生日である場合をいう。)について、40歳に達した日の翌日(40歳の誕生日)以後に初めての胚移植術に係る治療計画を作成した場合であっても、同年9月30日までに初めての胚移植術に係る治療計画を作成したのであれば、助成回数は、保険診療で実施された胚移植術の回数が1子につき6回に達するまでとする。

附 則(令和5年3月6日要綱改正)

1 この要綱は、令和5年3月6日から施行し、改正後の福井市特定不妊治療費助成事業実施要綱の規定は、令和4年4月1日以降に終了した特定不妊治療等から適用する。

附 則(令和5年4月1日要綱改正)

(施行期日)

1 この要綱は令和5年4月1日から施行する。ただし、別表3の項の改正規定は、令和4年4月1日以降に終了した特定不妊治療から適用する。

附 則(令和6年4月1日要綱改正)

(施行期日)

1 この要綱は令和6年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限りその効力を失う。ただし、同日までに交付の決定がなされた補助金については、同日後もなおその効力を有する。

(様式に関する経過措置)

3 この実施要綱による改正前の福井市特定不妊治療費助成事業実施要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(令和7年4月1日要綱改正)

(施行期日)

1 この要綱は令和7年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和10年3月31日限りその効力を失う。ただし、同日までに交付の決定がなされた補助金については、同日後もなおその効力を有する。

(様式に関する経過措置)

- 3 この実施要綱による改正前の福井市特定不妊治療費助成事業実施要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(市助成の申請に関する経過措置)

- 4 第8条の3については、令和7年10月末までの申請に限り令和6年度に別表1の県事業の3または4について申請・助成済みであるが、その申請における治療期間終了の翌日から7か月以内であれば、市事業の単独申請を認めるものとする。その場合、別表2の市事業のⅠまたはⅡの令和7年度の申請・助成回数は終了したものとする。

別表1（第5条及び第7条関係）

助成対象治療	助成金額	助成回数
<p>1 保険診療で実施される特定不妊治療（保険適用されている生殖補助医療を保険診療として実施している保険医療機関において実施されるものに限る。）</p>	<p>助成対象費用に2分の1を乗じた額又は助成対象費用から6万円を減じた額のいずれか高い金額</p>	<p>保険診療で実施された胚移植術の回数が、初めての胚移植術に係る治療計画を作成した日における妻の年齢が40歳未満である場合は1子につき6回（40歳以上である場合は1子につき3回）に達するまで</p>
<p>2 先進医療（当該技術の実施機関として承認されている保険医療機関において実施されるものに限る。）及びそれと組み合わせて保険診療で実施される特定不妊治療（保険適用されている生殖補助医療を保険診療として実施している保険医療機関において実施されるものに限る。）</p>	<p>助成対象費用に2分の1を乗じた額又は助成対象費用から6万円を減じた額のいずれか高い金額</p>	<p>保険診療で実施された胚移植術の回数が、初めての胚移植術に係る治療計画を作成した日における妻の年齢が40歳未満である場合は1子につき6回（40歳以上である場合は1子につき3回）に達するまで</p>
<p>3 次に掲げる技術と組み合わせて実施される特定不妊治療（保険適用されている生殖補助医療を保険診療として実施している保険医療機関において実施される特定不妊治療であって、保険診療の適用回数終了前のものに限る。） (1) 国で審議中の技術 (2) 先進医療として告示されている技術</p>	<p>助成対象費用（※国で審議中の技術や先進医療に要する費用は対象外）に20分の17を乗じた額又は助成対象費用から6万円を減じた額のいずれか高い金額</p>	<p>年度内1回まで</p>
<p>4 別添のA～Hの治療であって、保険診療の適用回数終了後の特定不妊治療</p>	<p>助成対象費用（※国で審議中の技術や先進医療に要する費用は対象外）に20分の17を乗じた額又は助成対象費用から6万円を減じた額のいずれか高い金額</p>	<p>年度内3回まで。ただし、採卵に至らない治療（別添のG及びHの治療）は、前記回数のほか年度内3回まで。</p>

(注1) 助成金額について、中欄に定める額に1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

(注2) 先進医療について、治療期間の初日において先進医療として告示されている

技術に限る。

(注3) 審議中の技術について、治療期間の初日において先進医療会議において審議が行われている技術に限る。

(注4) 特定不妊治療を行うに当たり、男性不妊治療を併せて行った場合は、中欄に定める助成額に加え、1回の治療につき中欄に定める額を助成する。この場合において、左欄中「特定不妊治療」とあるのは「男性不妊治療」と読み替えるものとする。

別表2 (第5条及び第8条関係)

助成対象治療	助成金額	助成回数
<p>I 別表1の助成治療対象3の不妊治療と組み合わせて実施される次に掲げる技術（保険適用されている生殖補助医療を保険診療として実施している保険医療機関において実施される特定不妊治療であって、保険診療の適用回数終了前のものに限る。）</p> <p>(1)国で審議中の技術</p> <p>(2)先進医療として告示されている技術であって、その実施機関として承認されていない保険医療機関において実施されるもの</p>	<p>様式第2号の領収金額に様式第8号の領収金額を加えた額から県助成費用に6万円を加えた額を減じた額又は様式第8号の領収金額に2分の1を乗じた額のいずれか高い金額（ただし、上限20万円とする。）</p>	<p>年度内1回まで（ただし、県助成と同時に申請すること。市助成の単独申請は認めないものとする。）</p>
<p>II 別表1の助成治療対象4の保険診療の適用回数終了後の特定不妊治療と組み合わせて実施される次に掲げる技術</p> <p>(1)国で審議中の技術</p> <p>(2)先進医療として告示されている技術であって、その実施機関としての承認は問わない。</p>	<p>様式第2号の領収金額に様式第8号の領収金額を加えた額から県助成費用に6万円を加えた額を減じた額又は様式第8号の領収金額に2分の1を乗じた額のいずれか高い金額（ただし、上限20万円とする。）</p>	<p>年度内3回まで。ただし、採卵に至らない治療（別添のG及びHの治療）は、前記回数のほか年度内3回まで。（ただし、県助成と同時に申請すること。市助成の単独申請は認めないものとする。）</p>

(注1) 助成金額について、中欄に定める額に1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

(注2) 先進医療について、治療期間の初日において先進医療として告示されている技術に限る。

(注3) 審議中の技術について、治療期間の初日において先進医療会議において審議が行われている技術に限る。

別添1 体外受精・顕微授精の治療ステージと助成対象範囲

治療内容	採卵まで				採精(夫)	胚移植						妊婦の確認 (胚移植のおおむね2週間後)
	(自然周期で 薬品投与(点鼻薬) を行う場合もあり)	(自然周期で 薬品投与(注射) を行う場合もあり)	採卵	凍精(夫)		新鮮胚移植		胚凍結	凍結胚移植			
						胚移植	黄体期補充療法		(自然周期で 薬品投与 を行う場合もあり)	胚移植	黄体期補充療法	
平均所要日数	14日	10日	1日	1日	2~5日	1日	10日	1日	7~10日	1日	10日	1日
A	新鮮胚移植を実施											
B	凍結胚移植を実施*											
C	以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施											
D	体調不良等により移植のめどが立たず治療終了											
E	受精できず または、胚の分割停止、変性、多精子授精などの異常授精等により中止											
F	採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止											
G	卵胎が発育しない、又は排卵終了のため中止											
H	採卵準備中、体調不良等により治療中止											

- * B: 採卵・受精後、1~3週間程度の間隔をあけて母体の状態を整えてから胚移植を行うとの当初からの治療方針に基づく治療を行った場合。
- * 採卵準備中に男性不妊治療を行ったが、精子が得られない、又は状態のよい精子が得られないため治療を中止した場合も助成の対象となります。